

令和3年度柴田町議会11月会議会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
14番	佐々木裕子	君	15番	広沢真	君
16番	白内恵美子	君	17番	平間奈緒美	君
18番	高橋たい子	君			

欠席議員（1名）

13番 大坂三男 君

説明のため出席した者

町長部局

町長	長	滝口茂	君
副町長	長	水戸敏見	君
総務課長	併		
選挙管理委員会書記長		鈴木俊昭	君
まちづくり政策課長		藤原政志	君
財政課長		森浩	君
商工観光課長		沖館淳一	君

事務局職員出席者

議会事務局長	大川原真一
次長	太田健博
主任主査	今野裕介

議 事 日 程 (第1号)

令和3年11月30日(火曜日) 午前10時00分 再 会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 開催期間の決定
- 第 4 報告第13号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 5 報告第14号 専決処分の報告について(令和3年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 6 報告第15号 専決処分の報告について(令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事(建築工事)請負変更契約について)
- 第 7 議案第27号 柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第 8 議発第 2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和3年度柴田町議会11月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が13番大坂三男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（高橋たい子君） 日程第1、議席の指定を行います。

11月会議の議席は、会議規則第3条第3項の規定によって、ただいま着席のとおりといたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番吉田和夫君、12番秋本好則君を指名いたします。

日程第3 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第3、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、11月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、11月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に申し上げます。

11月会議中、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクは常時着用の上、マイクを使用する際はマイクカバーの着用及び発言後の消毒についてご協力をお願いするとともに、発言は簡潔に行うようお願いいたします。

日程第4 報告第13号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第13号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第13号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和3年4月7日に柴田町西船迫一丁目地内において発生した自動車と公用車による交通事故について、和解が成立し損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、報告第13号専決処分の報告について詳細説明をいたします。5ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和3年8月26日になります。

専決処分の内容につきまして説明をいたします。

交通事故の発生状況につきましては、令和3年4月7日水曜日午前9時16分頃、柴田町西船迫一丁目1番地39におきまして、当該土地に進入しようとした職員が運転する公用車と、当該土地から公道にバックで出ようとした相手方車両と接触したものです。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、事故の過失割合を町が20%、相手方80%とし、相手方車両の被害総額25万9,492円のうち町責任額の5万1,898円を損害賠償額として支払い、その余の異議、請求をしないことで和解が成立したものです。

なお、この事故の当事者職員及び所属課長に対し、安全運転の徹底など指導するとともに、

職員により一層安全運転に努めるよう注意喚起を行っております。

以上、専決処分内容の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第5 報告第14号 専決処分の報告について（令和3年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第14号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第14号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る令和3年度柴田町一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて営業時間の短縮に協力いただいた事業者に対する協力金など、緊急の対応に要する経費について補正するものです。

これにより歳入歳出それぞれ7,650万円を増額し、補正後の予算総額は154億9,583万5,000円となりました。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第4項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細については、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、報告第14号専決処分の報告について詳細説明をいたします。

専決処分とした令和3年度一般会計補正予算については、9月13日から9月30日までのまん延防止等重点措置期間に、宮城県の協力要請に応じて営業時間等の短縮に全面的に協力した飲食店に協力金を早期に支給するため、事業費を補正計上したものです。

9ページをお願いいたします。

専決処分書のとおり、県補助事業により見込まれる歳入歳出の補正予算について10月7日に専決処分を行ったものです。

11ページになります。

令和3年度柴田町一般会計補正予算です。補正予算総額ですが、7,650万円を増額し、補正後総額を154億9,583万5,000円とするものです。

次に、14ページをお願いいたします。

まず歳入になります。17款2項7目商工費県補助金1節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費補助金7,650万円の増は、まん延防止等重点措置期間に営業時間等の時短要請に全面的に協力した飲食店等に協力金を交付するもので、全額県が補助するものです。

次に歳出になります。7款1項1目商工振興費7,652万円の増は、宮城県の営業時間等の短縮協力要請期間9月13日から10月1日までに係る、1店舗当たり1日2万5,000円から20万円の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給に係る必要な経費を補正計上するものです。13款1項1目予備費2万円の減は、協力金の補正に伴い通信運搬費等の補助対象外経費に一般財源を充当することに伴い減額するものです。

以上、詳細説明となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。10番桜場政行君。

○10番（桜場政行君） 10番桜場です。協力金事業費補助金に関してなんですけれども、これはトータルで何店舗ぐらいを予定しているか。

それから、11月も今日で終わりというところで進捗状況、何店舗ぐらいの方に実際協力金もう支給されているか、その辺のところをお答え願いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

見込数になりますけれども、100件を見込んでございます。

それから、現在の申請状況になりますけれども、現在70件の申請がございまして。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第14号専決処分の報告についてを終結いたします。

耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第6、報告第15号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第15号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和2年度柴田町議会6月会議で議決をいただいた令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

変更内容は、保健センター1階から4階の改修について、当初改修する部屋を限定して実施することとしておりましたが、大規模な改修工事が当面不要となるよう全館を改修工事の対象としたことによる増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

報告第15号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約についての専決処分の報告になります。

17ページをお願いいたします。

令和2年6月9日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で保健センターの改修工事範囲の変更など工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行いました。専決処分日は令和3年10月15日です。

契約の金額につきましては、変更前5億8,729万円で請負契約を締結しておりましたが、429万円を増額して、変更後の契約金額を5億9,158万円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

続きまして、変更内容について説明をいたします。

報告第15号関係資料をお願いいたします。

庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）の保健センター各階の平面図と主な変更内容となります。今回新たに床改修工事の施工増となる部分が、平面図の赤斜線部分となります。右下側の表の凡例をご覧ください。1点目は、保健センター1階の赤斜線部分①の保健センター東側入り口床のタイル貼り替えを追加するものです。次に2点目です。センター1階、2階、

4階の赤斜線部分②のタイルカーペット貼り替えを追加するものです。3点目は、センター3階の赤斜線部分③の長尺塩ビシート貼り替えを追加するものです。4点目は、センター3階の赤斜線部分④の機能訓練室床の研磨ウレタン塗装を追加するものです。

主な変更点について説明いたしました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 議案第27号 柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第7、議案第27号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告を踏まえ、職員及び柴田町長等の期末手当の引下げについての改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） それでは、議案書3ページをお開きください。

議案第27号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例になります。

ただいま提案理由で町長が申しあげましたとおり、令和3年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告に沿って改正するものです。

今回の改正は、年間の期末勤勉手当について、民間の支給4.32月に見合うよう0.15月分引き

下げ4.30月、再任用職員については0.1月分引き下げ2.25月とするもので、民間の支給状況等を踏まえ期末手当の支給月数に反映するものです。あわせて、町長をはじめとする特別職の期末手当も同様に0.1月引き下げ、年間3.35月から年間3.25月へと行うものでございます。

それでは、条例のほうを説明させていただきます。第1条柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。期末手当第18条第2項です。令和3年度は既に6月期に支給済みのために、改正前100分の127.5を100分の112.5に0.15月分、100分の15を引き下げるものです。第3項は引用部分の変更で、再任用の職員の支給月数については改正前100分の72.5を100分の62.5、0.1月分、100分の10を引き下げるものです。

第2条です。同じく期末手当第18条第2項改正前100分の112.5を100分の120とし、令和4年度以降の6月期と12月期の合計支給月数で0.15月分、100分の15の引下げを行うものです。

4ページになります。

第3項引用部分の変更で、再任用職員の支給月数については改正前100分の62.5を100分の67.5とし、令和4年度以降の6月期と12月期の合計月数で0.1月分、100分の10を引き下げるものです。

第3条です。柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例です。その他の給与第4条第2項職員同様期末手当について100分の10、0.1月分引き下げるため、令和3年度は既に6月期に支給済みのために、改正前100分の167.5を100分の157.5、0.1月分、100分の10を引き下げるものです。

第4条です。同じくその他の給与第4条第2項改正前100分の157.5を100分の162.5とし、令和4年度以降の期末手当について6月期と12月期の合計支給月数で0.1月分、100分の10の引下げを行うものです。

附則です。この条例は令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。15番広沢真君。

○15番（広沢 真君） 15番広沢です。

私は、議案第27号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論したいと思います。

まず、今回の条例案に対する前提条件として、その期末手当の引下げの根拠とされています人事院の勧告ですが、人事院の勧告というのは参酌基準とされ、参酌基準というのは参考にすることが望ましいが拘束力はないというようなものであります。ですので、必ずしも町がそれに従わなければならないという拘束力はないというふうに理解しています。

そもそも人事院というのは、最初民間の企業よりも給与面で低かった公務員の待遇改善のために立ち上げられた機関であります。そして、その後の活動の中では公務員の給与の引上げ、待遇改善に貢献してきたというふうには思っていますが、ある一定の時期から公務員の給与が上がらない原因になっているというふうに私は思います。特に、私が議員になってからの記憶をたどっても、ほぼ出される人事院の勧告は給与の削減あるいは期末手当の削減ということがずっと続いております。毎回討論で反対をしているわけですがすけれども、今の人事院がそもそも立場である公務員の待遇改善というところの立場にもう立てていないというふうに感じています。

特に、現在の経済状況を考えてみますと、今年の10月も物価が上がり、コロナ禍の消費控えもあって、経済的にはかなり落ち込んだ状態の中、収入も上がらないという状況では、このコロナ禍で起こってきた経済の対策を打つというどころの話ではなくなるというふうに考えています。そしてまた、そういう経済状況の中でも、コロナ禍で仕事が増えて頑張ってきた公務員の皆さんの勤務実態にも実際に寄り添っていない勧告ではないかというふうに考えています。執行部の皆さんも含め、このコロナ禍で頑張った結果が期末手当の削減ではあんまりではないでしょうか。

皆さん、日本には信賞必罰という言葉があります。頑張った人はやっぱり報われるべきだというふうに思います。執行部として、何かの基準によりたいという気持ちは分からないでもありません。しかしながら、現状の公務員そして町職員の生活を考えた場合を、ぜひとも思考停止に陥らずに考えていただきたいなというふうに思います。

以上のような理由から、議案第27号に対し反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番桜場政行君。

○10番（桜場政行君） 10番桜場政行です。

私は、議案第27号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論いたします。

人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告により、期末手当の支給率について昨年度から引き続いている減となりますが、これは民間企業に従事する方々の給与水準を反映させたものと理解できます。現在のコロナ禍におきまして、全国の経済事情は大変な不況に陥っております。本町におきましても飲食店をはじめ多くの業種が深刻な状況でございます。

期末手当の支給率の減により、コロナ禍対応の前線で頑張っている職員のやる気やモチベーションの低下が懸念されるころではございますが、コロナ禍で苦境に立たされている町民の皆様からすると、今回の支給率減についてはやむを得ないと判断されると思います。

以上のことから、支給率の改正を実施すべきと判断し、同僚議員の賛同をお願いして賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ないので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号柴田町職員の給与に関する条例及び柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議発第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第8、議発第2号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番吉田和夫君の発言を許します。

○11番（吉田和夫君） 11番吉田和夫でございます。

ただいま議題となりました議発第2号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、国の令和3年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告を踏まえ、柴田町長等と同様に議会議員の期末手当の支給率を年間で0.1月引き下げるものでございます。

なお、施行期日は第1条の規定は令和3年12月1日からとし、第2条の規定は令和4年4月1日からといたします。

以上、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第2号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年度柴田町議会11月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時30分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月30日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 11番 吉 田 和 夫

署名議員 12番 秋 本 好 則